

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：パキスタン国上下水道・排水セクターにかかる情報  
収集・確認調査

案件番号：19a00172

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年8月28日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2019年8月28日（水）

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国上下水道・排水セクターにかかる情報収集・確認調査（QCBS方式）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年10月～2020年5月  
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：調達部契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

#### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

##### 【経過措置】

2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和01・02・03年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格
- 2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年9月11日（水） 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年9月20日（金） 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部  
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点  
プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。
- (2) 評価方法
  - 1) 技術評価  
「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%

当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下
--------------------------------------------------------------------------------	-------

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2019年10月3日(木) 15時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が高同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年10月11日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

#### 1) 競争参加者の名称

#### 2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

##### ①コンサルタント等の法人としての経験・能力

##### ②業務の実施方針等

##### ③業務従事予定者の経験・能力

##### ④若手育成加点（該当する場合）

#### 3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

#### 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

#### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打

合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2. その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

パキスタン国（以下「パキスタン」という。）は人口 207 百万人（2017 年）を抱え、2015 年時点で安全な水にアクセスできる人口は 91%に達しているが、都市部と地方部では大きな差があり、安全な水にアクセスできない人口の 2/3 は地方部が占めている。都市部は安全な水にアクセスできる割合は高いものの、水道サービスの質は低く、大きな改善が必要である。

具体的には、都市部の上水道は急速な人口増加により、水需要を満たせていないうえ、施設の老朽化による漏水等のため、給水量はさらに減少し、24時間給水は実現していない。また、既存水源の多くは地下水に依存しており、過剰揚水により地下水の水位が 1m/年のペースで低下している都市もある。そのため、多く都市では将来、水源を表流水に移行する予定だが、具体的な時期は明確になっておらず、水需要を満たす水利権の確保もできていない。さらに、給水されている水の大半は浄水処理が行われておらず、消毒のみを行って配水されている。浄水処理が行われている場合でも、配水池や貯水池で未処理水と混ざったり、老朽化した配水管網から汚水が混入したりしている。

また、配水管網の老朽化によって生じる漏水は、高い無収水率の原因となっている。さらに、十分な水道サービスが提供できていないため、水道料金を低く抑えざるを得ない状況であり、水道メーターが設置されておらず、水道料金システムも従量制となっていない。そのため、水道事業体は施設投資費に加え、電気代や人件費等の運営維持管理費の大半も州政府や連邦政府からの補助金に依存している。

下水道も全国的に必要な規模の下水道施設や下水処理場が整備されておらず、大半の工業廃水や生活排水は未処理のまま放流されており、都市の不衛生な状態が慢性化している。雨水排水路に流れ込んだ汚水は、農業灌漑水路にも流れ込むため土壤汚染も懸念されている。下水道施設が整備されている地域では、汚水管へ土砂・ゴミ・食物残渣の投棄が著しく、汚水管の目詰まりが頻発している状況である。

このような状況を改善するために、環境省は2006年に国家衛生政策（National Sanitation Policy）を制定し、2025年までに衛生施設を100%普及することを政策目標とし、気候変動省（Ministry of Climate Change）は2009年に国家飲料水政策（National Drinking Water Policy）を制定し、2025年までにすべての国民に安全で持続可能な飲料水がアクセスできることを目標としている。2014年にパキスタン政府が承認した中長期的な成長戦略「ビジョン2025」では、エネルギーと食料と並んで水の安全が7本柱の1つとして挙げられており、信頼でき、費用対効果が高く、清潔で十分な量の給水が持続的な経済成長のためには不可欠であるとし、国家飲料水政策と同様に、2025年までに全ての国民が清潔な飲料水にアクセスできることを目標に掲げている。また、水資源省が2018年に「国家水政策」を制定し、農業灌漑、気候変動、雨水排水、衛生、都市水道、水力発電、災害対応、情報管理、財務持続性等、水に関わる機関の能力向上の方針や、州政府が水資源管理・開発に係る計画をする上での基本方針を明示し、本政策により中央政府が国家公共開発予算のうち10%を水分野に配分し、2030年までに20%に増加すること目標としている。

## 2. 調査の目的

本情報収集・確認調査は、調査対象とする都市において、主に上下水分野にかかる情報を整理・分析することにより、当該分野における今後のJICAの協力に対する提言を得ることを目的とする。

## 3. 調査の範囲

本調査において、受注者は「2. 調査の目的」を達成するために、「4. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「5. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「6. 成果品等」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、機構に対し説明・協議の上、提出するものとする。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) 調査の対象都市と目的

本調査は、以下の都市を対象として、上下水道分野を中心とした情報収集と課題整理、一部都市においては協力の提言やセミナーを行う。各都市における調査目的は以下のとおり。なお、調査期間の前半でパンジャブ州ムルタンとKP州のハリプールの業務を行い、調査期間の後半でシンド州カラチ、パンジャブ州ラホール、ファイサラバードの業務を実施する。

- パンジャブ州ムルタン (Multan, Punjab Province) : 下水道・排水分野の情報収集・分析を行い、下水道・排水分野において機材供与に係る協力の提言を行う。
- KP州ハリプール (Haripur) : 上水道分野の情報収集・分析を行い、上水道分野における施設整備に係る協力の提言を行う。
- シンド州カラチ (Karachi, Sindh Province) : 上下水分野の情報収集・分析を行い、課題を整理する。
- パンジャブ州ラホール (Lahore, Punjab Province) : 排水路の維持管理（特に投棄された廃棄物の扱い）に関して情報収集・分析を行い、課題を整理する。
- パンジャブ州ファイサラバード (Faisalabad, Punjab Province) : 水道事業体の財務状況に係る情報収集・分析と財務セミナーを実施する。

### (2) 調査対象機関

本調査の対象となる機関は以下のとおり。

- パンジャブ州公衆衛生局 (Public Health Engineering Department & Housing Urban Development Department)
- シンド州政府計画開発局 (Development & Planning Department)
- KP 州政府公衆衛生局 (Public Health Engineering Department。以下「PHED」という。)
- 上下水道公社 (Water and Sanitation Agency。以下「WASA」という。) ラホール
- WASA ファイサラバード
- WASA ムルタン

●カラチ上下水道公社（Karachi Water Supply and Sewerage Board。以下「KWSB」という。）

### （３）既存・類似調査の有効活用

本調査においては、JICAHPで公開している既存資料等を最大限に利用し、調査の効率化を図ることとする。また、パキスタンの当該分野においては、JICAの他に、アジアインフラ開発銀行（Asia Infrastructure Investment Bank。以下「AIIB」という。）、フランス開発庁（Agence Française de Développement。以下「AFD」という。）、デンマーク国際開発庁（Danish International Development Cooperation Agency。以下「DANIDA」という。）、世界銀行（World Bank。以下「WB」という。）等が開発パートナーとなっている。本調査の実施に当たっては、他ドナーが実施する既往案件の情報及び、今後の支援方針を整理・分析し、業務にあたること。

### （４）調査対象機関への対応

本調査の対象地域・分野における協力の実施は決定していないため、調査対象機関やその他先方政府機関に過度な期待を与えないように留意する。本調査で収集した情報を基に協力を行う場合は、別途、準備調査を実施する。

### （５）本邦技術の活用

本調査の全体を通じて、本邦技術の適用可能性を検討すること。

### （６）本邦招へいの検討

本調査には本邦招へいを含めていないが、JICAと調査団で本邦招へいの必要性を確認し、本邦招へいの実施を合意した場合、変更契約を締結し、実施することとする。

### （７）地図の扱い

近隣国間での領有権主張への配慮から、報告書・成果品等では、極力パキスタン国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。国全体の地図を使用する必要がある場合には、JICA南アジア部と協議の上、以下のいずれかの対応とする。報告書、成果品に限らず、パワーポイント資料等、本業務で使用する全ての文書において同様の対応とする。

- 1) 国連地図 を複製使用する。国連地図であることを明記し、国連の地図使用ガイドライン に沿って使用承諾を得た上で使用する。
- 2) 国連地図に加工を加えて使用する。国連名称及び地図番号を削除し、データ参照元が国連であること、及び当該加工はJICAによるものであるとの注意書きを加える。
- 3) 主張に相違のある地域（カシミール地域）の国境線と実効支配線を全て点線表示した地図を使用する。配色等でどの国の領土であるかが示されないように留意する。
- 4) 主張に相違のある地域（カシミール地域）の国境線及び実効支配線を点線表示された地図を使用する。配色等でどの国の領土であるかが示されないよう留意する。
- 5) 上記2)～4)のいずれの場合においても、領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではないとの注意書きを加える。

- 6) 上記3)、4)に該当する白地図データの配布を希望する場合は、発注者（南アジア部）に依頼する。

## 5. 調査の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。既存の情報や報告書を詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行うこと。

### 1) 調査背景、基本情報の確認と関連資料・情報の収集・分析

以下の項目について、情報収集・整理を行い、現地調査の基本方針及び具体的な調査方法を検討する。また、現地で収集する必要がある情報及び資料の整理を行う。なお、「パキスタン国 カラチ市上下水道整備計画調査最終報告書（2008）」や「パキスタン・イスラム共和国主要都市上水道セクター情報収集・確認調査報告書（2012）」等でまとまっている情報もあるため、既存資料を有効に活用し、既存資料の作成時期以降の変更が確認された場合は、情報の更新を行う。また、パキスタンでは裁判所の決定も政府の方針や開発計画等に強い影響を及ぼすため、当該分野に関係する裁判所の決定についても確認をする。パキスタンでは、最高裁判所とイスラマバードとラホールの高等裁判所が、判例の一部をHP公開している。当該分野に関係する裁判所の決定が非公開の判例であれば、州政府や水道事業体から決定の時期や内容等の情報を確認すること。

- 中央政府及び、シンド州、パンジャブ州、KP州の関連政策（National Drinking Water Policy(2009)、National Sanitation Policy(2006)、Punjab Urban Water Supply and Sanitation Policy(2007)等）や法規制、上位計画、開発計画の確認。
- 上下水道管理に係る中央政府とシンド州、パンジャブ州、KP州政府の組織体制と責務、調査対象の水道事業体の組織体制と責務。特にKWSBは構造改革に着手しているという情報もあるため、新体制、構造改革に係るスケジュール、進捗・検討状況等の関連情報。
- 上下水道事業に係る中央政府とシンド州、パンジャブ州、KP州の予算と調査対象となる水道事業体の財政状況（政府負担、上下水道料金制度、事業認可等）。パンジャブ州では水道料金制度改定の検討を行っていることから、検討の内容や進捗状況、制度変更のスケジュール等の関連情報。
- 上下水道分野に係る環境基準・水質基準
- 上下水道分野の主要開発パートナー（AIIB、ADB、AfD、DANIDA、WBを想定）の2010年以降の案件の概要と進捗及び、今後の方針
- JICAや他ドナーによる類似調査及び関連案件などの概要

### 2) インセプションレポートと調査説明資料（英語版）の作成

1) の作業結果、業務の基本方針、業務の方法、作業工程、要員計画、先方への対応依頼事項などを取りまとめ、インセプションレポートと作成する。また、パキスタン側の関係機関に本調査概要を説明するためのパワーポイント資料（調査概要資料（英語版））も作成する。

- 3) インセプションレポートの説明、協議、最終化  
JICAに対し、インセプションレポートと調査概要資料（英語版）の説明と協議を行う。協議の結果を受けて、これらを最終化し、調査対象機関、JICAパキスタン事務所に必要な説明を行う。
- 4) パキスタン政府の上下水道分野に係る情報収集  
1) での整理を基に、現地で必要な情報収集・分析を行うと共に、先方が認識している上下水道・排水分野に係る課題を確認・整理する。他ドナーについては、4.（2）に挙げる機関以外に支援規模が同等の機関が確認できた場合は、調査の対象とする。
- 5) ムルタンの下水道・排水に係る調査
- ア) ムルタンの社会経済状況・地理的特性・人口動態・産業の確認
  - イ) ムルタンの開発計画の確認  
特にWASAムルタンは自己予算でMaster Planning WASA MULTAN（2015-2040）を策定している。その内容を確認し、概要をまとめる。
  - ウ) ムルタンの下水道・排水の現状と課題の確認  
下水道排水の施設と機材の現状と課題を確認する。特に、資機材の能力・数量・過不足・稼働状況・老朽化、各資機材の担当者の配置状況等維持管理に必要な技術・予算状況、維持管理に必要な技術・予算状況も確認する。また、下水量の変化に影響を及ぼすため、上水道施設についても「パキスタン・イスラム共和国主要都市上水道セクター情報収集・確認調査報告書（2012）」にある情報のアップデートを行う。
  - エ) WASAムルタンの業務、組織体制、人員配置、技術水準の確認  
「パキスタン・イスラム共和国主要都市上水道セクター情報収集・確認調査報告書（2012）」の情報更新を行う。特に、ダイレクターやエンジニア等の空席について、留意して確認すること。
  - オ) WASAムルタンの上下水道料金体系と料金徴収システム、財務状況  
上下水道料金体系と料金徴収システムは「パキスタン・イスラム共和国主要都市上水道セクター情報収集・確認調査報告書（2012）」のアップデートを行う。財務状況は、過去三年の収支状況を確認する。
  - カ) 他ドナーの活動  
2019年3月末時点では、ムルタンにおける上下水道・排水分野に対して協力実施中のドナーは確認されていないが、他ドナーの協力計画が確認された場合は、情報収集を行う。
  - キ) 協力の提言  
WASAムルタンは下水管渠や下水が流入する排水路を維持管理するための資機材の不足を認識している。維持管理に必要な資機材の確認を行い、協力が可能な場合の事業規模、活用可能な本邦技術、想定される事業効果を提言するとともに、協力する場合の留意点（維持管理体制、先方負担事項、環境社会配慮等）をまとめる。また、技術面や運営維持管理の能力の向上が必要な場合は、ソフトコンポーネントまたは技術協力

での対応も提言に含める。

#### 6) KP州ハリプールの上水道に係る検討

- ア) ハリプールの社会経済状況・地理的特性・人口動態・産業の確認
- イ) ハリプールにおける上水道分野の現状と課題
- ウ) 需給状況や既存施設の能力の確認に加え、将来の開発計画があれば、その計画についても確認する。
- エ) ハリプールの水道事業体の業務、組織体制、人員配置、技術水準の確認  
特に、ダイレクターやエンジニア等の空席について、留意して確認すること。
- オ) 他ドナーの活動  
他ドナーの協力計画や実施中の事業が確認された場合は、情報収集を行う。
- カ) Spring of Shah Maqsoodの水量、水質、季節変動調査  
KP州PHEDは新たな水道システムの開発において、湧き水を水源とするSpring of Shah Maqsoodからの取水を検討しているが、Spring of Shah Maqsoodが持続可能な取水源であるか、検討を行う。Spring of Shah Maqsoodを取水点とすることが困難な場合、先方が代替水源として検討しているChapara Damが代替水源となりえるか検討する。
- キ) 上水道分野の協力の必要性の検討  
ハリプールでの調査・検討結果を基に、上水道施設整備の協力についての提言を行う。想定される事業効果を提言するとともに、協力する場合の留意点（維持管理体制、先方負担事項、環境社会配慮等）をまとめる。また、能力向上の協力の必要についても確認する。ただし、本調査で能力向上を行うスキーム（資金協力のソフトコンポーネント、技術協力）の検討は行わない。

#### 7) JICAへの報告

パンジャブ州ムルタンとKP州ハリプールの調査結果の目処がついた段階で、一度JICAへの報告を行う。報告の方法は、JICA本部での報告又はJICAパキスタン事務所からのTV会議が想定されるため、南アジア第二課と協議のうえ、決定する。

#### 8) シンド州カラチに係る調査

JICAは「パキスタン国 カラチ市上下水道整備計画調査最終報告書（2008）」を作成しているが、WBが2018年に”Transforming Karachi into a Livable and Competitive Megacity: A City Diagnostic and Transformation Strategy”を作成し、カラチの水衛生状況や水道事業体のKWSB等についてまとめている。これら既存資料を活用し、効率よく調査を行うこと。

- ア) M/Pの提案に対する対応状況の確認  
2008年にJICAが調査を行った際、カラチの上下水道の改善のための提言を行っている。報告書にある提言内容を確認し、対応済みであるものと、引き続き対応が必要な内容を確認する。
- イ) カラチにおける上下水道施設整備計画と整備状況の確認

カラチにおいて必要な施設整備のロングリストを確認する。また、自己資金やドナーの資金協力、民間資金による整備計画を確認する。特に、JICAのカラチの調査終了後にパキスタン政府予算で開始されたK-IVプロジェクトやAIIBとWBが協調融資で計画している”Karachi Water and Sewerage Services Improvement Project”についても、進捗状況や案件概要等を可能な限り確認する。

- ウ) KWSBの組織体制、人員配置、技術レベルの確認  
特に、構造改革の動きや、ダイレクターやエンジニア等の空席について、留意して確認すること。また、予算に係る意思決定プロセスにおける上位組織とKWSBの権限や役割分担についても確認を行う。また、AIIBとWBの協調融資案件である”Karachi Water and Sewerage Services Improvement Project”で能力強化が計画されていることから、計画の内容等についても可能な限り確認する。
- エ) KWSBの上下水道料金体系と料金徴収システム、財務状況  
上下水道料金体系に改訂の動きがあれば、新たな料金体系及び改訂完了までのスケジュール感等の関連情報を確認する。財務状況は、過去三年の収支状況を確認する。また、ドナーから借入れを行う場合の資金フローとパキスタン政府内手続きについても確認する。
- オ) カラチの上下水道分野の開発に係る留意事項の整理  
ア)～エ)の情報を基に、新たな開発事業を実施する場合に、ドナーや投資家が直面することが想定される懸念点や調えるべき条件を整理する。

#### 9) パンジャブ州ラホールの既存排水路と都市環境改善に係る調査

- ア) ラホールの既存排水路の現状確認  
ラホールには既存の下水処理場はなく、排除方式は合流式であることが確認されており、既存排水路にも下水が流れ込んでいる。既存排水路のごみ・土砂等による閉塞状況、不法占拠物の進入状況及び、排水機能に負の影響を及ぼす水路の破損等の現状を確認する。なお、下水道施設、配水施設、浸水被害状況について、2010年のJICA調査を配布資料とする。
- イ) 浸水実績・被害状況の確認  
WASAラホールの管轄地域内の浸水実績・被害調査を確認する。なお、WASAラホールの管轄地域内には浸水監視地点が数十か所あり、浸水状況の過程の記録を取っている。また、2010年に実施した無償資金協力「ラホール市下水・排水機材緊急復旧計画」の調査や事後評価でも浸水状況に係る調査を実施していることから、既存の情報を活用し、効率よく確認を行う。
- ウ) 既存排水路の維持管理状況の確認  
WASAラホールが維持管理を管轄している排水路の維持管理計画、実施状況を確認する。排水路には住民による大量のごみの投棄も確認されていることから、既存排水路の清掃等で発生した廃棄物の扱いや関係機関、廃棄先等についても、確認をすること。
- エ) ラホールの市内下水道施設の開発計画の確認  
ラホールの下水道施設整備計画の確認を行う。特にAIIBやAfDによる下

- 水道施設整備が計画されており、計画内容を可能な限り確認する。
- オ) 排水路の衛生・環境改善のために必要な対応の提言  
以下の視点に関する分析を含め、排水路に係る課題を確認し、環境改善のため対応を提言する。
- 浸水被害発生 of 物理的要因
  - 排水施設の運用・維持管理
  - 排水路に係る組織制度
  - 排水路に係る衛生（ゴミ・水質等）や健康被害

10) パンジャブ州WASAファイサラバードに対する財務に係る調査とセミナー

- ア) WASAファイサラバード職員の財務に係る知識水準の確認  
「パキスタン・イスラム共和国ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト（2019）」において、実務的な諸課題と提言が挙げられている。WASAファイサラバードの財務状況の改善のために、担当職員の財務面に係る知識水準を確認する。将来的には、上水道と下水道は分離会計となり、独立採算制を目指すことがマスタープランで提言されていることも考慮し、知識水準の確認方法については調査団の提案とする。
- イ) 財務セミナーの実施  
水道事業体の財務に係る基本レベルのセミナーをWASAファイサラバード職員に対して1回開催する。その際は、上記9)ア)で確認をした、職員の知識水準を考慮した内容とすること。

11) 本邦技術の活用に係る調査

これまでの現地調査で得た情報を基に、パキスタンで活用可能性の高い本邦技術の情報を確認する。検討には、資金協力や技術協力に加え、民間連携のスキームも含めること。

12) ファイナルレポートの作成と提出

これまでの情報収集・分析結果をドラフトファイナルレポートにまとめ、JICAからのコメント・協議を反映した上でファイナルレポートを作成する

## 6. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書

は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとし、提出期限は2020年5月15日とする。各報告書へ記載する内容は、「5. 調査の内容」を参照。

1) インセプションレポート

提出時期：調査開始時（2019年10月下旬）

部 数：和文を電子データにて提出

2) ドラフトファイナルレポート

提出時期：2020年4月上旬

部 数：和文と英文を電子データにて提出

3) ファイナルレポート

提出期限：2020年5月15日

部 数：英文（製本版4部）、和文（製本版4部）、CD-ROM（1枚に  
英文・和文を記録）4枚

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.iica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.iica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
注) 類似業務：上下水道に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法  
1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。

業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／下水道計画（2号）
- 上水道計画（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／下水道計画）】

- a) 類似業務経験の分野：下水道における各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者としての経験

e) その他学位、資格等

【業務従事者：担当分野 上水道計画】

- a) 類似業務経験の分野：上水道における各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン及びその他途上国
- c) 語学能力：英語
- d) その他学位・資格等

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2019年10月下旬より業務を開始し、2020年5月下旬を終了の目途とする。  
各調査報告書の作成時期の目処は以下のとおり。

- 1) インセプションレポート 2019年11月上旬
- 2) ドラフトファイナルレポート 2020年4月上旬
- 3) ファイナルレポート 2020年5月15日

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 17人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 1) 業務主任者／下水道計画（2号）
- 2) 上水道計画（3号）
- 3) 都市排水計画
- 4) 組織／運営／制度
- 5) 機械設備計画
- 6) 財務評価
- 7) 環境社会配慮

### (3) 現地再委託

本業務では現地再委託は想定していません。

### (4) 対象国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じ当該国を所管する機構事務所の支援を受けられるものとする。

### (5) 安全管理

- 1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意するこ

と。また、必要経費を見積書に計上すること。

- 2) 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICA パキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
- 3) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 4) 宿舎及びレンタカーについては JICA の安全基準を満たす必要があるため、JICA パキスタン事務所の指定するホテル・レンタカー会社を利用すること。
- 5) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置に係る経費は別見積とする。
  - ① セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輛に同乗させる。
  - ② 使用する車輛は全てランドクルーザー・タイプのものとする。
- 6) 渡航にあたっては、従事者全員についてたびレジに登録すること。
- 7) カラチ市内における宿泊については、安全上の理由から原則当機構が指定する宿泊施設を利用することとする。宿泊料の積算にあたっては、1泊当たりの単価を 17,300 円として見積もること。現地の治安状況は流動的であり、安全管理上の理由から、渡航制限等を行われることがある。急な変更が生じる場合は、JICA 南アジア部と相談のうえ、現地調査期間の調整を行うこと。

#### (6) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について 10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。

※イスラマバード市、アボタバード市は除く。業務対象地域が、加算可の地域と加算不可の地域の両方にまたがる場合、「加算地域における現地業務従事日数」が「全体の現地業務従事日数」の 10%以上の場合のみ加算可とする。

### 3. プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
--------------------------------------------------------------------------------------

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。  
注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS版）」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 消費税及び地方消費税（税率：10%）を含めて見積もってください。

(4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒バンコク⇒イスラマバード/ラホール/カラチ（タイ国際航空）

## 6. 関連資料等

(1) 配布資料

ラホール下水道排水施設資料

(2) 公開資料

- パキスタン・イスラム共和国主要都市上水道セクター情報収集・確認調査報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_117\\_12087755.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_117_12087755.html)
- パキスタン国 ラホール給水設備エネルギー効率化計画 準備調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016821.html>
- パキスタン・イスラム共和国 ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト最終報告書（英文）  
 Vol.1 : <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039596.html>  
 Vol.2 : <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039616.html>  
 Vol.3 : <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039616.html>  
 Vol.4 : <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039618.html>  
 Vol.5 : <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039619.html>  
 （和文要約）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039595.html>
- パキスタン国 カラチ市上下水道整備計画事前調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000168647.html>
- パキスタン国 カラチ市上下水道整備計画調査最終報告書 和文要約  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000175605.html>
- 世界銀行 “Transforming Karachi into a Livable and Competitive Megacity : A City Diagnostic and Transformation Strategy”  
<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/29376>

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 34 )	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／下水道計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／</u>	( )	(13)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		3
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>上水道計画</u></b>	(16)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 1 業務名称 | 案件名                            |
| 2 対象国名 | 国名（地域名）                        |
| 3 履行期間 | 2000年00月00日から<br>2000年00月00日まで |
| 4 契約金額 | 円<br>(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)      |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員：南アジア部南アジア第二課の課長
- (2) 分任監督職員：なし

#### （契約の分割）

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第○期：00年0月～00年0月
- (2) 第○期：00年0月～00年0月
- (3) 第○期：00年0月～00年0月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第○期及び第○期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

#### （契約約款の変更）

第●条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第●条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

**【オプション】**

(部分払)

第○条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第○次中間報告書の作成  
(中間成果品：第○次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-